

誓約書

令和 年 月 日

神奈川県東部漁港事務所長 殿

申込者（共有者含む）

郵便番号

住所

氏名

電話番号

みうら・宮川フィッシャリーナ年間利用者募集の申込みに際して、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第2号に定める暴力団及び同条第4号に定める暴力団員等でないことを誓約します。

（参考）

- 神奈川県暴力団排除条例（平成22年12月28日条例第75号）抄
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - （1）（略）
 - （2） 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
 - （3）（略）
 - （4） 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日号外法律第77号）抄
第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一（略）
 - 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
 - 三～五（略）
 - 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

※ 艇の共同所有の場合、全共有者について誓約書の提出が必要です。